

薬剤師としての心構え

川崎市薬剤師会
実務実習委員 小松 豊樹

1

香川 NEWS WEB

病院の薬剤師 約970万円分の薬盗んだ疑いで再逮捕

12月21日 20時29分



処方せん用の薬を勤務先の病院から盗んだとして逮捕された薬剤師がさらに、およそ972万円分の薬を病院から盗んだとして再逮捕されました。

再逮捕されたのは高松市の「KKR高松病院」に勤務する、薬剤師の、三枝貢容疑者（46）です。





警察によりますと三枝薬剤師はことし10月下旬から先月下旬にかけて、複数回にわたって、病院内に保管されていた糖尿病の治療薬などの処方せん用の薬188点、金額にしておよそ972万円分を盗んだとして窃盗の疑いがもたれています。



2

「何かやったかもしれないが...記憶にない」薬剤師、勤務先から向精神薬3箱盗む

2022/03/03 09:55

 この記事をスクラップする   

神奈川県警加賀町署は1日、横浜市磯子区、薬剤師の男（57）を窃盗容疑で逮捕した。発表では昨年10月30日、勤務先の病院の調剤室から、向精神薬「ゾルピデム」3箱（仕入れ価格4650円）を盗んだ疑い。「何かやったかもしれないが、記憶にない」と供述している。



加賀町署幹部によると、調剤室の防犯カメラに私服姿で棚を開閉する男が映っていたという。事件2日後の在庫確認でゾルピデムが足りないことが判明し、病院が被害届を出していた。

■ [お知らせ](#)

読売新聞

新聞も

全部合わせ

BV

SERPE

注目情報 PR

「時短勤務」の薬剤師、こっそり職場に戻り定時にタイムカード...380万円余を不正受給

2022/09/03 23:16

 この記事をスクラップする   

三重県桑名市総合医療センターは2日、40歳代の女性薬剤師主任を停職6か月、20歳代の女性看護師を戒告の懲戒処分にしたと発表した。



発表によると、薬剤師主任は2018年7月～22年6月、フルタイムで勤務していないにもかかわらず、午後5時15分の定時まで働いていたように偽装し、給与約380万円余を不正受給した。職場には「時短勤務をしている」として、いったん午後3時過ぎに職場を抜け出し、夕方以降に気付かれないように戻り、退勤

のタイムカードを押していたという。不正受給分は全額返還しており、退職する意向。

読売新聞の最新

新聞も

全部合わせて

日産オーラ
プレミアム試
ご招待

今だけの特典！
ご参加の方に、デ

注目情報 PR

日本の雲を駆け抜ける

処方箋なしで薬不正販売 19日間の業務停止処分 ウエルシア薬局ユーカリが丘店

2018年2月8日 05:00 | 無料公開

医師の処方箋が必要な医薬品にもかかわらず、担当薬剤師が処方箋なしでの不正販売を繰り返していたとして、千葉県は7日、大手薬局チェーンのウエルシア薬局ユーカリが丘店（佐倉市上座）について、9日から27日まで19日間の薬局業務停止処分にした。勃起不全や脱毛症の治療薬、向精神薬を約3年間にわたって処方箋なしで販売。健康被害は確認されていないという。

県業務課によると、昨年9月に同薬局から内部調査で不正が判明したと報告があり、同11月まで3回の立ち入り検査を行っていた。

不正販売していたのは30代の男性管理薬剤師＝内部調査後に退職＝で、2014年8月31日から昨年7月10日まで、自身を含む26人に処方箋なしで36種類の薬を計63回販売。「要望を断り切れなかった」などと説明しており、当初は処方箋を持参していた患者がその後に処方箋なしで買い求めてきた例もあったという。

自身には向精神薬を勝手に処方。処方箋薬以外でも、用法や用量の説明文書を購入者に渡していない法令違反があった。県は一連の違反を県警に通報した。

ウエルシア薬局（本社・東京）は取材に「薬の購入客に申し訳なく、（他の）利用客にも迷惑を掛けることをおわびする。法令順守を徹底する」とした。

県はウエルシア薬局の県内の他3店舗でも処方箋を欠いた販売を確認したが、これは認識不足や勘違いが原因とみられるという。



5

- ▶ 医療関係者の犯罪
- ▶ ・薬剤師が睡眠剤を女性の飲み物に混入、寝ている間に性的暴行
- ▶ ・看護師が点滴に消毒薬を混入、患者を殺害
- ▶ ・介護士が入所の高齢者に暴行しベランダから転落させる
- ▶ ・障害者施設で介護職員が「障害者は生きている意味がない」と複数人殺害
- ▶ ・医師が患者に筋弛緩薬を点滴し殺害
- ▶ ・医師が女性と性交後、飲み物に緊急避妊薬を混入
- ▶ ・

数えきれないほどの犯罪がある。
しかし、医療を志した時、罪人ではなかった。

いえむしろ病人や障害者の為に何か力になりたいと
思っていたはず。

6

小さな心の間隙に入り込む闇に気をつけて

<日々日常での出来事>

- ▶ 頭痛がひどい、1錠ロキソプロフェンを盗んだ。
- ▶ 薬局の備品を盗んだ。
- ▶ 調剤時、忙しさのあまり錠剤のシートをかごに投げ入れた。
- ▶ 調剤時、忙しさのあまり分包機から出てきた薬を床に引きずった。
- ▶ 錠剤をシートから器に出している時、調剤台に落ちた錠剤を素手で拾った。
- ▶ 窓口で患者に「あなたは生活保護なのでお会計は無いですよ」大きな声で言った。
- ▶ 汚れた白衣を着続けるようになる。

7

薬局業務は日常いろいろな事

- ▶ 土曜の午後に処方せんを受け付ける。一般的には「1日3錠 分3毎食後」の薬が「1日3錠 分2朝夕食後」となっていた。疑義照会のため電話をするが、すでに閉院していて連絡がとれない。⇒
- ▶ 患者から電話があり痛み止めが足りない。痛みが耐えられない。明日、受診日で処方してもらおうので出してほしい。⇒
- ▶ 期限の切れた処方せんをお持ちになった⇒
- ▶ 期限の近い薬でも調剤して出すように上司から言われた⇒
- ▶ 高額な薬の処方せんを上司から断るよに言われた⇒

8

エントロピー増大の法則

- ▶ 物事は放っておくと乱雑、無秩序な方向に向かい自発的にもとに戻る事は無い

9

薬剤師としての心構え

- ▶ 日頃から自身のエントロピーが増大しないよう顧みる。放っておくだけで乱雑さ、無秩序さ増大する。
- ▶ 常に初心を忘れない。今、君たちはエントロピーは低い。
- ▶ 先生と言われるものほど、自身を顧みる力が必要。そのうち自分は偉いと勘違いしてしまう。
- ▶ ※医療人として「崇高な人格者になれ」と言っている訳ではありません。

10

薬剤師綱領 昭和48年10月制定

- ▶ 一、薬剤師は国から付託された資格に基づき、医薬品の製造、調剤、供給において、その固有の任務を遂行することにより、医療水準の向上に資することを本領とする。
- ▶ 一、薬剤師は広く薬事衛生をつかさどる専門職としてその能力を発揮し、国民の健康増進に寄与する社会的責務を担う。
- ▶ 一、薬剤師はその業務が人の生命健康にかかわることに深く思いを致し、絶えず薬学、医学の成果を吸収して、人類の福祉に貢献するよう努める。

11

薬剤師行動規範

昭和43年6月26日 薬剤師倫理綱領制定
平成9年10月24日 薬剤師倫理綱領改定
平成30年1月17日 薬剤師行動規範制定

薬剤師は、国民の信託により、憲法及び法令に基づき、医療の担い手として、人権の中で最も基本的な生命及び生存に関する権利を守る責務を担っている。この責務の根底には生命への畏敬に基づく倫理が存在し、さらに、医薬品の創製から、供給、適正な使用及びその使用状況の経過観察に至るまでの業務に関わる、確固たる薬（やく）の倫理が求められる。

薬剤師が人々の信頼に応え、保健・医療の向上及び福祉の増進を通じて社会に対する責任を全うするために、薬剤師と国民、医療・介護関係者及び社会との関係を明示し、ここに薬剤師行動規範を制定する。

1. 任務

薬剤師は、個人の生命、尊厳及び権利を尊重し、医薬品の供給その他薬事衛生業務を適切につかさどることによって、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって人々の健康な生活を確保するものとする。

2. 最善努力義務

薬剤師は、常に自らを律し、良心と他者及び社会への愛情をもって保健・医療の向上及び福祉の増進に努め、人々の利益のため職能の最善を尽くす。

3. 法令等の遵守

薬剤師は、薬剤師法その他関連法令等を正しく理解するとともに、これらを遵守して職務を遂行する。

4. 品位及び信用の維持と向上

薬剤師は、常に品位と信用を維持し、更に高めるように努め、その職務遂行にあたって、これを損なう行為及び信義にもとる行為をしない。

5. 守秘義務

薬剤師は、職務上知り得た患者等の情報を適正に管理し、正当な理由なく漏洩し、又は利用してはならない。

6. 患者の自己決定権の尊重

薬剤師は、患者の尊厳と自主性に敬意を払うことによって、その知る権利及び自己決定の権利を尊重して、これを支援する。

12

7. 差別の排除

薬剤師は、人種、ジェンダー、職業、地位、思想・信条及び宗教等によって個人を差別せず、職能倫理と科学的根拠に基づき公正に対応する。

8. 生涯研鑽

薬剤師は、生涯にわたり知識と技能の水準を維持及び向上するよう研鑽するとともに、先人の業績に敬意を払い、また後進の育成に努める。

9. 学術発展への寄与

薬剤師は、研究や職能の実践を通じて、専門的知識、技術及び社会知の創生と進歩に尽くし、薬学の発展に寄与する。

10. 職能の基準の継続的な実践と向上

薬剤師は、薬剤師が果たすべき業務の職能基準を科学的原則や社会制度に基づいて定め、実践、管理、教育及び研究等を通じてその向上を図る。

11. 多職種間の連携と協働

薬剤師は、広範にわたる業務を担う薬剤師間の相互協調に努めるとともに、他の医療・介護関係者等と連携、協働して社会に貢献する。

12. 医薬品の品質、有効性及び安全性等の確保

薬剤師は、医薬品の創製から、供給、適正な使用及びその使用状況の経過観察に至るまで常に医薬品の品質、有効性及び安全性の確保に努め、また医薬品が適正に使用されるよう、患者等に正確かつ十分な情報提供及び指導を行う。

13. 医療及び介護提供体制への貢献

薬剤師は、予防、医療及び介護の各局面において、薬剤師の職能を十分に発揮し、地域や社会が求める医療及び介護提供体制の適正な推進に貢献する。

14. 国民の主体的な健康管理への支援

薬剤師は、国民が自分自身の健康に責任を持ち、個人の意思又は判断のもとに健康を維持、管理するセルフケアを積極的に支援する。

15. 医療資源の公正な配分

薬剤師は、利用可能な医療資源に限りがあることや公正性の原則を常に考慮し、個人及び社会に最良の医療を提供する。